

愛知県パーキング・パーミット制度について

愛知県では、障害者等専用駐車区画の適正利用を推進するため、「愛知県パーキング・パーミット制度」を2026年6月1日（月）から開始しています。

1 制度概要

(1) 目的

歩行が困難であると認められる方に対して利用証を交付することで、障害者等専用駐車区画における対象者の明確化と不適正利用を抑制し、適正利用を図る。

※本県と既に制度を導入している44府県との間で、居住地以外の障害者等専用駐車区画を相互に利用することが可能。



(2) 利用対象者

利用対象者	利用証の有効期限
身体障害者	無期限
知的障害者	
精神障害者	
難病患者	
要介護者	
妊産婦	母子手帳取得時から子が 単胎児は満2歳 多胎児は満3歳に達する日まで
けが人	必要と認める期間 (原則1年以内)



(3) 対象駐車区画

①障害者等専用駐車区画

バリアフリー法等に基づき設置している幅3.5m以上の区画

②プラスワン駐車区画

施設の出入口近くなどに任意に設置していただく通常幅の区画

※愛知県では、上記①・②を総称し「障害者等専用駐車区画」と呼称している。



(4) 利用証申請・対象駐車区画届出方法

郵送（送付先：愛知県パーキング・パーミット制度事務局）又は電子（あいち電子申請・届出システム）にて受付

○県 web ページにて普及啓発動画も公開。

URL: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/aichi-parkingpermit.html>

